

## 明石市高齢者生活支援サービスネットワーク事業実施要領

### (目的)

第1条 明石市高齢者生活支援サービスネットワーク事業（以下「事業」という。）は、日常生活において支援を必要とする高齢者に対し、事業に協力する意思がある団体であって、生活支援サービスの提供が可能なもの（以下「協力団体」という。）を登録し、協力団体の情報を市のホームページに掲載するとともに、地域総合支援センター等へ情報提供することにより、円滑なサービス利用に繋げ、地域で支援を必要とする高齢者の課題解決を図ることを目的とする。

### (協力団体)

第2条 協力団体は、明石市内で生活支援サービスの提供が可能で、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 営利法人
- (2) 社会福祉法人
- (3) 特定非営利活動法人
- (4) ボランティア団体
- (5) その他市長が適当と認める者

### (生活支援サービスの内容)

第3条 協力団体が提供する生活支援サービスの内容は、地域において、高齢者が自立した日常生活を送るうえで生じる困りごとを解決するためのサービスとする。

### (協力団体の登録)

第4条 協力団体は、市長が別に定める登録申請書の提出、又はオンラインフォームの入力にて、市長に申請するものとする。

2 市長は、登録申請があった場合は、申請内容を審査したうえで登録の可否を決定し、市長が別に定める通知書により協力団体に通知するものとする。

### (登録の認定基準及び誓約)

第5条 登録の認定基準は次の各号に掲げるとおりとし、登録申請を行う場合は、基準の遵守を誓約しなければならない。

- (1) 代表者及び責任者が明確であること。
- (2) 事業に対応できる人員が確保できていること。
- (3) 継続的なサービス提供に対応できること。
- (4) 依頼に対して迅速な対応ができること。
- (5) 適正なサービス提供に努め、料金体系及び請求内容が明確であること。
- (6) トラブルの解決を自ら図り、団体として全責任を負えること。

(7) サービス利用者の状態に異常があった場合、医療機関、警察等、関係機関への通報ができること。

(8) 宗教活動及び政治活動に該当しないこと。

(9) 公序良俗に反するおそれのある活動に該当しないこと。

(登録内容の変更)

第6条 協力団体は、前条の規定により登録した内容に変更が生じたときは、速やかに市長が別に定める変更届の提出、又はオンラインフォームの入力にて市長に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第7条 協力団体は、登録を辞退しようとするときは、市長が別に定める変更届の提出、又はオンラインフォームの入力にて市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、協力団体として適当でないと認めるときは、第4条の規定による登録を取り消すものとする。

(市長の役割)

第9条 市長は、事業の啓発、協力団体の指導等、事業を円滑に運営するための総合調整を行うものとする。

2 市長は、第4条の規定により登録した協力団体の情報を、市のホームページへ掲載し、広く周知を図るものとする。

3 市長は、第4条の規定により登録した協力団体の情報を、地域総合支援センター等に提供するものとする。

(地域総合支援センター等の役割)

第10条 地域総合支援センター等は、日々の総合相談支援業務において、地域の高齢者から相談を受けるなかで、必要に応じて、前条に定める情報に基づき、適切なサービス利用に繋げるものとする。

(協力団体の役割)

第11条 協力団体は、サービス利用を希望する高齢者（以下「利用者」という。）及び地域総合支援センター等からサービス提供依頼を受けた場合は、速やかに利用者の状況を確認し、適切なサービスを提供するものとする。

2 協力団体は、サービスを提供する際は、利用者の心身の状況及び生活実態の把握に努め、異変を発見した場合は地域総合支援センター等に連絡する等、関係機関と連携を図るものとする。

3 協力団体は、事業を実施するにあたっては、高齢者の生活実態に鑑み、高齢

者に不当な不利益を与えることのないよう、親切丁寧な対応と適正な料金設定によるサービス提供に努めるものとする。

(利用料)

第12条 前条の規定により提供するサービスの利用料は、協力団体が定めるものとし、第4条の規定により登録した額とする。

2 サービスの利用料は、全額利用者が負担するものとする。

3 利用料の徴収は、協力団体の責において行うものとする。

(守秘義務)

第13条 協力団体は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則（平成27年11月19日制定）

この要領は、制定の日から施行する。

附則（平成30年3月30日制定）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則（令和3年3月31日制定）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和5年10月4日制定）

この要領は、令和5年10月4日から施行する。

附則（令和7年3月28日制定）

この要領は、令和7年3月28日から施行する。